

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																				
施策名		目標 8－3 石綿健康被害救済対策										担当部局名		環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室						
施策の概要		石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。										政策評価実施予定時期					政策評価実施時期		令和 8年 9月	
達成すべき目標		石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。										政策体系上の位置付け		8. 環境保健対策の推進						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																		
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成			
						年度ごとの実績値														
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度								
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)		164日	H31年度～R5年度	131日(過去5年間の平均値より2割削減)	R10年度	120	120	131	131	－	－	－	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定(令和5年度まで)、令和6年度からは過去5年実績(平成31年度～令和5年度)の平均値(164日)より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。 ・令和6年度に目標値を達成したものの、オンライン方式による医学的判定の審議を可能とする石綿健康被害判定業務ICT化システムの利用(令和4年度～令和6年度)が終了したことから、引き続き審議の効率化に取り組む必要があるため、申請から認定・不認定決定までの平均処理日数は前年度と同じ131日とする。					○		
2 石綿読影の精度確保等調査事業への参加自治体の石綿関連所見の読影精度(感度)(%)		69	R3年度～R5年度	前年度以上の割合	当該年度	－	－	－	69	－	－	－	・自治体の既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備するため、石綿読影の精度確保等に関する検討会報告書(令和7年3月)を踏まえて、引き続き石綿読影の精度確保等調査を継続し、石綿関連所見の読影精度の向上に向けた知見の収集、検討を行っていくこととした。 ・調査参加自治体の既存検診における石綿関連所見の読影精度を把握する観点から、胸部CT検査で石綿関連所見が検出されたうち胸部エックス線でも検出できた割合を算出したもの(感度)を指標とする。 ・基準は、報告書のなかで取り上げられた令和3年度～令和5年度の平均値とし、今後は単年度毎に調査結果を評価・検証することから、前年度以上の読影精度(感度)を目標とする。					○		
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1) 石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)		1、2、3	4948	(5) ー		ー	ー	(9) ー		ー	ー	(13) ー		ー	ー	(17) ー		ー	ー	
(2) ー		ー	ー	(6) ー		ー	ー	(10) ー		ー	ー	(14) ー		ー	ー	(18) ー		ー	ー	
(3) ー		ー	ー	(7) ー		ー	ー	(11) ー		ー	ー	(15) ー		ー	ー	(19) ー		ー	ー	

	(4)	—	—	—	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成																
			(判断根拠)	①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和4年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和6年度末までに20,370件(令和5年度末:19,181件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。一方で、同システムの利用は令和7年3月末で終了したことから、引き続き審議の効率化に取り組む必要があるため、申請から認定・不認定決定までの平均処理日数は前年度と同じ131日としていたところ、令和6年度までに新型コロナウイルスの際の影響を改善し、令和7年度も着実に取り組んだところ、87日(速報値)とすることができた。 ②石綿ばく露による健康被害の可能性のある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。参加自治体の既存検診における石綿関連所見の読影精度を把握する観点から、胸部CT検査で石綿関連所見が検出され、うち胸部エックス線でも検出できた割合(感度)について、令和3年度～令和5年度の平均値(69%)から70%に改善した。1次読影実施機関向けに、石綿関連病変の症例集をフィードバックすることにより改善に努めた。																
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—																	
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	—																
	【測定指標】		—																	
	学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会において、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定について審議をいただいている。 ・有識者による「石綿読影の精度確保等に関する検討会」において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。			SDGs目標との関係			【主な目標】 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済に務めた。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進した。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 石綿読影の精度確保等調査事業を実施することにより、自治体の既存検診の機会を利用した石綿関連疾病の早期発見が期待される。これにより、自治体から委託を受けた医師の読影精度も向上することが考えられ、目標8「働きがいも経済成長も」への達成に貢献できた。												
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・令和7年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料(独立行政法人環境再生保全機構)【予定】 ・石綿読影の精度確保等調査の主な結果及び今後の考え方について(石綿読影の精度確保等に関する検討会報告書(令和7年3月)) ・令和7年度石綿読影の精度に係る調査報告書(令和8年夏予定)																			